

東京都板橋区財産評価委員会諮問要綱

(昭和 39 年 3 月 区長決定)

(趣旨)

第 1 条 東京都板橋区財産評価委員会条例（昭和 29 年板橋区条例第 4 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項のうち、東京都板橋区財産評価委員会（以下「委員会」という。）に諮問すべきものの基準は、この要綱の定めるところによる。

(取得に係る不動産のうち諮問すべきものの範囲)

第 2 条 不動産の取得について委員会に諮問すべきものの範囲は、次の各号に掲げるところによる。ただし、工事請負契約の履行により取得する建物その他の工作物については、この限りではない。

- (1) 土地にあつては、その面積が 1 件 6 6 0 平方メートル（2 0 0 坪）以上のもの又はその予定取得価額が 4, 0 0 0 万円以上のもの
- (2) 建物にあつては、その面積が 1 件 1 6 5 平方メートル（5 0 坪）以上のもの又はその予定取得価額が 7 5 0 万円以上のもの
- (3) 建物以外の工作物にあつては、その予定取得価額が 1 件 7 5 0 万円以上のもの

(売却に係る不動産のうち諮問すべきものの範囲)

第 3 条 不動産の売却について委員会に諮問すべきものの範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 土地にあつては、その面積が 1 件 3 3 0 平方メートル（1 0 0 坪）以上のもの又はその予定売却価額が 2, 0 0 0 万円以上のもの
- (2) 建物にあつては、その面積が 1 件 8 2 平方メートル（2 5 坪）以上のもの又はその予定売却価額が 3 7 5 万円以上のもの
- (3) 建物以外の工作物にあつては、その予定売却価額が 1 件 3 7 5 万円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、不動産を時価よりも低い価格で売却しようとする場合は、すべて委員会に諮問する。なお、譲与については、委員会への諮問を要しないものとする。

(交換に係る不動産のうち諮問すべきものの範囲)

第 4 条 不動産の交換について委員会に諮問すべきものの範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 土地にあつては、交換する土地のうち、規模の大きなものの面積が 3 3 0 平方メートル以上のもの又は高額なものの評価額が 2, 0 0 0 万円以上のもの
- (2) 建物にあつては、交換する建物のうち、規模の大きなものの面積が 8 2 平方メートル以上のもの又は高額なものの評価額が 3 7 5 万円以上のもの

(貸付に係る不動産のうち諮問すべきものの範囲)

第5条 不動産の貸付について委員会に諮問すべきものの範囲は、次の各号に掲げるところによる。ただし、無償貸付及び貸付の契約更新に係るものについては、委員会への諮問を要しないものとする。

(1) 権利金を徴収しない貸付にあっては、その評価月額貸付料が50万円以上のもの

(2) 権利金を徴収する貸付にあっては、その不動産の評価額が2,000万円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、委員会への諮問を要しないものとする。

(1) 不動産を3年を超えない期間内において、競争入札に付して貸し付ける場合

(2) 不動産を1年を超えない期間内において、国、地方公共団体その他公共的団体又は運輸、電気、水道、ガス供給事業その他公益事業者に貸し付ける場合

3 前項の規定による貸付けを更新する場合において、当初の貸付日から通算して3年を超えることとなるときは、委員会へ諮問しなければならない。

4 第2項の規定による不動産の貸付けは、当該不動産の行政目的又は売却等による処分の妨げにならないようにしなければならない。

5 第2項の貸付を行ったときは、直近の委員会に報告しなければならない。

(特に重要なものについての諮問)

第6条 第2条から前条までに掲げる以外のものであっても、特に重要なものについては委員会に諮問するものとする。

付 則

この要綱は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則 (昭和51年8月26日改正)

この一部改正は、昭和51年9月1日から施行する。

付 則 (平成17年10月18日改正)

この一部改正は、平成17年11月1日から施行する。

付 則 (平成24年11月9日改正)

この一部改正は、平成24年11月9日から施行する。